

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1165号から第1196号まで)

平成25年7月4日

平成25年7月4日

横浜市水道事業管理者 土井 一成 様
横浜市交通事業管理者 二見 良之 様
横浜市病院事業管理者 高橋 俊毅 様
横浜市教育委員会 様
横浜市鶴見区選挙管理委員会委員長 小山 和雄 様
横浜市神奈川区選挙管理委員会委員長 田中 糺 様
横浜市西区選挙管理委員会委員長 浅賀 達也 様
横浜市中区選挙管理委員会委員長 小島 弘之 様
横浜市南区選挙管理委員会委員長 山田 仁 様
横浜市港南区選挙管理委員会委員長 椿 實 様
横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会委員長 竹村 泰長 様
横浜市旭区選挙管理委員会委員長 佐藤 満 様
横浜市磯子区選挙管理委員会委員長 岩月 竹一 様
横浜市金沢区選挙管理委員会委員長 谷口 道郎 様
横浜市港北区選挙管理委員会委員長 佐藤 ますみ 様
横浜市緑区選挙管理委員会委員長 河合 正紹 様
横浜市青葉区選挙管理委員会委員長 宮武 千恵子 様
横浜市都筑区選挙管理委員会委員長 佐藤 忠昭 様
横浜市戸塚区選挙管理委員会委員長 春成 貞幸 様
横浜市栄区選挙管理委員会委員長 長田 邦男 様
横浜市泉区選挙管理委員会委員長 鈴木 英正 様
横浜市瀬谷区選挙管理委員会委員長 安田 一磨 様
横浜市代表監査委員 川内 克忠 様
横浜市中央農業委員会会長 八木下 克己 様
横浜市南西部農業委員会会長 北村 豁 様
横浜市固定資産評価審査委員会委員長 徳江 義典 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成24年7月2日水総第278号ほかの次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「行政文書の開示について（平成23年度水総第1089号）」ほかの行政文書
に係る一部開示決定に対する異議申立てについての別表に示す32件の諮問

答 申

1 審査会の結論

別表に示す実施機関が、「行政文書の開示について（平成23年度水総第1089号）」ほか別表に示す行政文書を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「行政文書の開示について（平成23年度水総第1089号）」ほか別表に示す行政文書（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、別表に示す実施機関（以下「本件実施機関」という。）が、平成24年3月30日付、同年4月10日付、同年同月11日付及び同年同月23日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 本件実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成23年12月から平成24年2月までの間に、本件実施機関が行った非開示決定に係る処分の起案文書である。

(2) 非開示とした情報について

ア 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書のうち、個人の氏名、住所（郵便番号を含む。以下同じ。）、所属及び電話番号は個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため本号本文に該当し、本号ただし書に該当しないことから非開示とした。

イ 条例第7条第2項第6号の該当性について

本件申立文書のうち、本市役所内部限定の事務用イントラネットとして利用する横浜市行政情報ネットワークのURL（以下「本件URL」という。）は、情報漏えいや不正アクセス防止などのセキュリティ上の観点から非公開情報として取り扱うことは一般的である。本件URLが公になると、不正アクセスが行われたり、サーバが攻撃されたりする危険性があり、そのような事態になれば、情報

管理上、多大なダメージをもたらすおそれがある。

また、本件申立文書のうち、業務メールアドレス（以下「本件アドレス」という。）は、日常の事務において庁内又は庁外の関係者など限られた者との連絡に使用されており、公になった場合、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、本件アドレスを用いる本来の業務に支障を来すおそれがある。

したがって、本件URL及び本件アドレスは、公にすると実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当するため非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を全て取り消し、改めて行政文書ごとの適正な処分をせよ。
- (2) 非開示情報部分が含まれていると判断した行政文書を特定し、それらを集合させて一括して一部開示決定とし、行政文書ごとに公開するとの処分意思を表記したものが一部開示決定通知書である。情報公開は一文書一処分主義で文書名と非開示とする部分の概要が明記されていなければならないが、この記載がなく、意思決定上の重大な瑕疵ある不適法な通知書で無効な処分であり、取消しは免れない。
- (3) 補助機関が決定期間延長手続をする行為は違法行為である。当該権限は実施機関の専権事項である。開示に係る閲覧の日時、場所及び実施方法について、実施機関が閲覧に応じると業務に支障をきたすから補助機関が文書の閲覧を行うというのは、閲覧請求権を侵害する違法行為である。本件実施機関が提出した一部開示理由説明書は、お題目の理由説明であり、単なる恣意的な理由説明書である。
- (4) 開示請求は全ての実施機関に対する請求対象期間内の非開示決定通知書作成上の文書及び意思決定に係る資料である。本件処分の決定通知書には多岐にわたる条例等違反がある。本件URL及び本件アドレスについては、後日意見を述べる。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

ア 本件申立文書は、本件実施機関の32所管課で保有する平成23年12月から平成24年2月までの間に条例に基づき行った非開示決定に係る処分の起案文書である。

イ 申立人は本件処分における非開示部分について具体的な主張は行っていないも

のの、本件処分の取消しを求めていることから、当審査会は本件実施機関が行った本件処分における非開示部分について以下検討する。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 本件実施機関は本件申立文書のうち、個人の氏名、住所、所属及び電話番号については、個人に関する情報であって特定の個人が識別できる情報であると主張している。

ウ 個人の氏名、住所、所属及び電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから本号本文前段に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 本件実施機関は、本件URLが公になった場合、不正アクセスが行われたり、サーバが攻撃されたりする危険性があり、その結果、情報管理上の多大なダメージをもたらすおそれがあるとして、また、本件アドレスが公になった場合、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、メールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すおそれがあるとして、それぞれ本号に該当すると主張している。

ウ 本件URLは、実施機関が庁内内部の独立したネットワークであるイントラネット上に構築し、庁内限定で供用するウェブページのURLである。

そうすると、当該イントラネットは、庁内の関係部署等を接続し、庁内職員等関係者のみを対象として事務又は事業に必要な情報の通信等処理を行うものであり、内部管理情報や個人情報等の取扱いに慎重を要する情報等を含むネットワークであることが容易に推測される。

そのため、本件URLは、不正アクセスの防止や情報漏えいの防止の観点から庁内職員等関係者以外に知られることがないよう情報管理上、慎重に取り扱われ

るべきものであると認められる。また、本件URLが公になると、外部への情報漏えい、外部からの不正アクセス又はサーバ等ネットワークシステムへの攻撃を発生させかねないものである。

エ 本件アドレスは日常の事務において庁内又は庁外の関係者など限られた者との連絡を目的として使用するものであるから、公になった場合は、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、メールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すおそれがあると認められる。

オ したがって、本件URL及び本件アドレスを公にすると、特定の範囲に限定し、または、特定の当事者に限定し、情報の共有、やり取り等を行うことを目的として本件URL及び本件アドレスを使用する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、いずれも本号に該当する。

(4) 申立人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、本件実施機関が別表に示す本件申立文書を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 金井恵里可

別表 横情審答申番号（以下「答申番号」という。）、諮問件名及び行政文書名称

答申番号及び実施機関	諮問件名
	行政文書名称
答申第1165号 横浜市水道事業 管理者	平成24年7月2日水総第278号による「行政文書の開示について(平成23年度水総第1089号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 行政文書の開示について(平成23年度水総第1089号)
答申第1166号 横浜市交通事業 管理者	平成24年7月2日交施第157号による「平成23年12月12日開示請求に対する決定について(平成23年度交施第545号)」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 平成23年12月12日開示請求に対する決定について(平成23年度交施第545号) 平成23年12月22日開示請求に対する決定について(平成23年度交施第559号) 平成24年1月26日開示請求に対する決定について(平成23年度交施第636号) 平成24年2月1日開示請求に対する決定について(平成23年度交施第671号)
答申第1167号 横浜市病院事業 管理者	平成24年7月2日病脳管第130号による「平成24年2月14日付開示請求に係る非開示決定について(平成23年度病脳管第690号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 平成24年2月14日付開示請求に係る非開示決定について(平成23年度病脳管第690号)
答申第1168号 横浜市病院事業 管理者	平成24年7月2日病総経第58号による「開示請求について(平成23年度病総経第211号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 開示請求について(平成23年度病総経第211号)
答申第1169号 横浜市病院事業 管理者	平成24年7月2日病市総第125号による「開示請求に対する非開示決定の通知について(平成23年度病市総第427号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 開示請求に対する非開示決定の通知について(平成23年度病市総第427号)
答申第1170号 横浜市教育委員会	平成24年7月2日教総第344号による「「行政文書の開示について」(平成23年度教総第1379号)のうち非開示に係る部分」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 行政文書の開示について(平成23年度教総第1379号)
答申第1171号 横浜市教育委員会	平成24年7月2日教教施第1546号による「「戸部小学校の校地整備に係る申請書及び回答書」の全部開示(16件)、一部開示(6件)及び非開示(22件)について(平成23年度教教施第4738号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 「戸部小学校の校地整備に係る申請書及び回答書」の全部開示(16件)、一部開示(6件)及び非開示(22件)について(平成23年度教教施第4738号)
答申第1172号 横浜市教育委員会	平成24年7月2日教北指第147号による「行政文書の開示請求の全部開示・一部開示および非開示について(平成23年度教北指第506号)のうち非開示に係る部分」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 行政文書の開示請求の全部開示・一部開示および非開示について(平成23年度教北指第506号)

答申番号及び実施機関	諮問件名
	行政文書名称
答申第1173号 横浜市教育委員会	平成24年7月2日教函企第331号による「行政文書の開示等決定について(指定管理制度及び窓口業務委託の拡大の検討に関する行政文書のすべて)(平成23年度教函企第1566号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 行政文書の開示等決定について(指定管理制度及び窓口業務委託の拡大の検討に関する行政文書のすべて(平成23年度教函企第1566号))
答申第1174号 横浜市教育委員会	平成24年7月2日教西指第159号による「行政文書開示請求にかかる開示決定について(平成23年度教西指第417号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 行政文書開示請求にかかる開示決定について(平成23年度教西指第417号)
答申第1175号 横浜市鶴見区選挙管理委員会	平成24年7月2日鶴選管第46号による「平成23年11月29日付開示請求に係る非開示決定について(平成23年12月鶴選管第160号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 平成23年11月29日付開示請求に係る非開示決定について(平成23年12月鶴選管第160号)
答申第1176号 横浜市神奈川区選挙管理委員会	平成24年7月2日神選管第46号による「平成23年11月29日付行政文書の非開示決定について(平成23年12月神選管第181号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 平成23年11月29日付行政文書の非開示決定について(平成23年12月神選管第181号)
答申第1177号 横浜市西区選挙管理委員会	平成24年7月2日西選管第45号による「平成23年11月29日付開示請求に係る非開示決定について(平成23年12月22日西選管第109号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 平成23年11月29日付開示請求に係る非開示決定について(平成23年12月22日西選管第109号)
答申第1178号 横浜市中区選挙管理委員会	平成24年7月2日中選管第44号による「一般開示請求に対する開示等の決定について(平成23年12月28日中選管第136号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 一般開示請求に対する開示等の決定について(平成23年12月28日中選管第136号)
答申第1179号 横浜市南区選挙管理委員会	平成24年7月2日南選管第31号による「平成23年11月29日付開示請求書にかかる行政文書の非開示決定について(平成23年12月南選管第124号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 平成23年11月29日付開示請求書にかかる行政文書の非開示決定について(平成23年12月南選管第124号)
答申第1180号 横浜市港南区選挙管理委員会	平成24年7月2日港南選管第36号による「平成23年11月29日付開示請求書に係る非開示決定について(平成23年12月22日港南選管第124号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 平成23年11月29日付開示請求書に係る非開示決定について(平成23年12月22日港南選管第124号)
答申第1181号 横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会	平成24年7月2日保選管第30号による「平成23年11月29日付開示請求にかかる開示決定等期間延長について(平成23年12月9日保選管第92号)」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 平成23年11月29日付開示請求にかかる開示決定等期間延長について(平成23年12月9日保選管第92号) 平成23年12月28日付行政文書の非開示決定通知について(平成23年11月29日付請求分)(平成23年12月28日保選管第97号)

答申番号及び実施機関	諮問件名
	行政文書名称
答申第1182号 横浜市旭区選挙管理委員会	平成24年7月2日旭選管第27号による「行政文書の開示請求(平成23年11月29日受付)に係る非開示決定について(平成23年12月旭選管第79号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 行政文書の開示請求(平成23年11月29日受付)に係る非開示決定について(平成23年12月旭選管第79号)
答申第1183号 横浜市磯子区選挙管理委員会	平成24年7月2日磯選管第37号による「行政文書の非開示について(平成23年12月磯選管第149号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 行政文書の非開示について(平成23年12月磯選管第149号)
答申第1184号 横浜市金沢区選挙管理委員会	平成24年7月2日金選管第28号による「開示請求について(平成23年12月金選管第93号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 開示請求について(平成23年12月金選管第93号)
答申第1185号 横浜市港北区選挙管理委員会	平成24年7月2日港北選管第44号による「平成23年11月29日付けの開示請求にかかる非開示決定について(平成23年度港北選管第132号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 平成23年11月29日付けの開示請求にかかる非開示決定について(平成23年度港北選管第132号)
答申第1186号 横浜市緑区選挙管理委員会	平成24年7月2日緑選管第35号による「行政文書の開示請求に係る非開示決定について(平成23年12月緑選管第109号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 行政文書の開示請求に係る非開示決定について(平成23年12月緑選管第109号)
答申第1187号 横浜市青葉区選挙管理委員会	平成24年7月2日青選管第39号による「行政文書の開示請求に対する非開示決定について(平成23年12月青選管第120号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 行政文書の開示請求に対する非開示決定について(平成23年12月青選管第120号)
答申第1188号 横浜市都筑区選挙管理委員会	平成24年7月2日都選管第47号による「情報公開請求に係る非開示の決定について(平成23年12月都選管第167号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 情報公開請求に係る非開示の決定について(平成23年12月都選管第167号)
答申第1189号 横浜市戸塚区選挙管理委員会	平成24年7月2日戸選管第24号による「行政文書の開示請求について(平成23年12月戸選管第83号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 行政文書の開示請求について(平成23年12月戸選管第83号)
答申第1190号 横浜市栄区選挙管理委員会	平成24年7月2日栄選管第24号による「平成23年11月29日付開示請求の非開示決定について(平成23年12月栄選管第78号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 平成23年11月29日付開示請求の非開示決定について(平成23年12月28日栄選管第78号)
答申第1191号 横浜市泉区選挙管理委員会	平成24年7月2日泉選管第24号による「行政文書の開示請求に対する開示・非開示の決定について(平成23年12月泉選管第82号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 行政文書の開示請求に対する開示・非開示の決定について(平成23年12月28日泉選管第82号)

答申番号及び実施機関	諮問件名
	行政文書名称
答申第1192号 横浜市瀬谷区選挙管理委員会	平成24年7月2日瀬選管第37号による「行政文書の開示請求について(平成23年12月瀬選管第174号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 行政文書の開示請求について(平成23年12月瀬選管第174号)
答申第1193号 横浜市監査委員	平成24年7月2日監監第221号による「住民監査請求書(平成23年12月26日受付第181号)の陳述の速記録」等の一部開示等について(平成23年度監監第934号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 「住民監査請求書(平成23年12月26日受付第181号)の陳述の速記録」等の一部開示等について(平成23年度監監第934号)
答申第1194号 横浜市中心農業委員会	平成24年7月2日中央農委第58号による「情報公開開示請求(平成23年11月29日)に対する非開示の決定について(平成23年度中央農委第206号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 情報公開開示請求(平成23年11月29日)に対する非開示の決定について(平成23年度中央農委第206号)
答申第1195号 横浜市南西部農業委員会	平成24年7月2日南西農委第74号による「情報開示請求(平成23年11月29日)に対する非開示決定について(平成23年12月26日南西農委第277号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 情報開示請求(平成23年11月29日)に対する非開示決定について(平成23年12月26日南西農委第277号)
答申第1196号 横浜市固定資産評価審査委員会	平成24年7月2日横固第59号による「平成23年11月29日の開示請求に係る行政文書の全部非開示について(平成23年12月20日横固第1045号)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問 平成23年11月29日の開示請求に係る行政文書の全部非開示について(平成23年12月20日横固第1045号)

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年7月2日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成24年7月19日 (第140回第三部会) 平成24年7月24日 (第218回第二部会) 平成24年7月26日 (第211回第一部会)	・諮問の報告
平成24年8月10日	・異議申立人から意見書を受理
平成25年2月15日 (第151回第三部会)	・審議
平成25年3月7日 (第152回第三部会)	・審議
平成25年4月4日 (第154回第三部会)	・審議
平成25年4月18日 (第155回第三部会)	・審議
平成25年5月16日 (第156回第三部会)	・審議